

青森県報

第二千九百八十五号

平成二十年
九月十六日
(火曜日)

目 次

公 告

グループウェアシステム機器等賃貸借契約に係る一般競争
入札.....(情
システム課報).....一

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表.....(事 務 局).....三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出.....(同).....三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出.....(同).....四
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出.....(同).....四
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出.....(同).....四

公 告

グループウェアシステム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年九月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

グループウェアシステム機器等一式

二 賃貸借期間

平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日(ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。)

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、平成二十年十月十四日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
 青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ
 電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十年十月二十七日 午後三時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 経理課入札室

平成二十年十月二十九日 午後三時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていないと判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十年度の契約金額とする。ただし、平成二十一年度から平成二十四年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成二十五年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

3:00 p.m. October 27, 2008

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年九月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年届月日
自由民主党青森県三戸郡第二支部	夏堀 浩一	小田桐 友彦	三戸郡南部町大字苦米地字町中二二	平成二〇・八・二
民主党青森県五所川原市支部	今 博	寺田 春勝	五所川原市みどり町四の二二四の七	二〇・八・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年届月日
日本弁護士政治連盟青森県支部	中林 裕雄	石田 恒久	青森市長島一の三の一	平成二〇・八・三

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十年九月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
自由民主党浪岡支部	会計責任者	山内 義仁	奥瀬 金蔵	平成二〇・八・五
自由民主党青森県農村整備建設支部	代表者	杉山 東幹	脇川 利勝	二〇・八・三
自由民主党平内町支部	代表者	笹原 はるよ	森田 泰男	二〇・八・六
	会計責任者	倉内 清一	本堂 次彦	
	主たる事務所の所在地	東津軽郡平内町大字東田沢字田沢三七	東津軽郡平内町大字藤沢字八幡一九	

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
青森県看護連盟	会計責任者	秋村 まり子	福士 テツ子	平成二〇・八・一
政治結社大日本誠心社	代表者	佐藤 健蔵	武蔵 弘樹	二〇・八・二
	会計責任者	武蔵 弘樹	佐藤 健蔵	
島脇一男後援会	会計責任者	嶋脇 寅次郎	西野 俊雄	二〇・八・五
今井たかし後援会	代表者	今井 敬	佐藤 武喜	二〇・八・元

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年九月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
今井たかし後援会	平成一九・四・二五	平成二〇・八・二二
しづゆう会	一〇・七・二三	二〇・八・二二

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年九月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
田名部 定男 （青森県議会 議員）	定翔会	主たる事 務所の所 在地	八戸市石堂一 の二の二七	八戸市大字堤 町一の二	平成 二〇・八・二二

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資

金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年九月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所 所在地	届出 年月日
工藤 雄剛 （八戸市議会 議員）	ごうゆう会	工藤 雄剛	八戸市一番町一の 八	平成 二〇・八・二二

（発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------